

平成24年11月10日

平成24年度秋季宗教法学会

第2部 大規模自然災害と宗教法の対応 「休眠宗教法人の問題」

弁護士 長谷川正浩

1. はじめに

2. 休眠宗教法人（＝不活動宗教法人）とは （「休眠法人の整理に関する統一的基準」昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定）

- ① 引き続き3年以上事業を行っていないこと
- ② 理事が存在しないことまたはその任期が3年以前に満了していること
- ③ 理事の所在が確認できること
- ④ 事務所および職員が存在しないこと
- ⑤ 主務官庁の監督規則に基づく報告、届出等を引き続き3年以上怠っていること
- ⑥ 引き続き3年以上にわたって収入および支出がないこと
- ⑦ 社団法人にあっては、引き続き3年以上にわたって総会が開催されていないこと
- ⑧ 財団法人にあっては、基本財産が存在しないこと

3. 不活動宗教法人の実態

原因 教祖の死亡、信者の離散、宗教施設の滅失 等

実数 約18万3000法人中 平成23年12月31日現在（平成24年宗務課調査） 3899法人（県） 4法人（国）

弊害 目的外事業の実施、税の優遇措置を利用した営業活動の実施に利用される。国民の宗教法人、宗教、宗教者に対する信頼の低下する。

悪用ケース 読売新聞 平成21年9月13日

対策 宗務課の対応、各都道府県での対応

- ①活動させる。
- ②活動させることができないときは合併を考える。
- ③合併できないときは解散する。

結果 不活動宗教法人数の減少

	平成16年 調査	平成24年 調査		
国	17	4	-13	76.5%減
都道府県	4,731	3,899	-832	17.6%減

(宗務課調査)

結果の推移(過去3ヶ年)

	不活動宗教 法人総数	増 減	増加数	減少数
平成24年	3,899	-94	76	170
平成23年	3,993	-160	26	186
平成22年	4,153	-180	30	210

(宗務課調査)

4. 解散事由 宗教法人法第81条

1項2号後段 「1年以上にわたってその目的のための行為をしないこと。」

1項3号 1号法人の場合「礼拝の施設が滅失し、やむ得ない事由がないのにその滅失後2年以上にわたってもその施設を備えないこと。」

1項4号 「1年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いていること。」

5. 東日本大震災における被害状況 資料1「日本宗教連盟」の調査(第2次暫定)

及び資料2. 原発退避中の60ヶ寺

6. 行政の援助

(1) (財) 新潟県中越大震災復興基金 (資料 3)

被災地域・集落のコミュニティの場として長年使用されている鎮守・神社・堂・祠施設再建に対し支援
建替・修繕経費 3／4 以内 2000万円（これによりがたい場合は理事長
が特に認める額）

(2) 「福島復興再生基本方針」（平成24年7月13日閣議決定）に対する宗教界の意見と復興庁の考え方

<意見公募に対する日宗連の意見>

対象部分にある「教育・保育」に関して、「サービス」という表現がふさわしいかどうか、再検討すべき。また、(3)生活環境の整備の中で、宗教についても十分に配慮すべき。さらに、26ページ31行目などに「宗教文化」を加え、地域においての総合的な環境整備をより推進すべき。

<復興庁の見解>

「サービス」という表現がふさわしいかどうかについては、ご意見を踏まえ、改めて検討いたしましたが、「サービス」という言葉に代わる適当な用語がなく、これまで、教育、保育についても、法令用語として「サービス」という言葉が用いられてきていることから、原案としています。

なお、「宗教文化」を加えることについての考え方は上記（注、全仏の意見に対する復興庁の考え方）のとおりです。

<意見公募に対する全仏の意見>

「宗教文化」の項目を加えることが望ましい。地域の伝統的な宗教施設である神社仏閣等が果たしてきた歴史的・文化的な基盤を担ってきたという事実があり、地域環境を整えるために重要。復興まちづくりを進める上で、被災地住民にとって伝統文化の再生とアイデンティティという心の問題を考えることに繋がる。

<復興庁の見解>

一般的に、宗教そのものの観点から復興施策を講ずることについては、憲法第20条の規定を踏まえ、慎重な対応が必要と考えています。なお、地域の歴史的、伝統的な宗教施設等が、地域の文化、観光等の再生の観点から、復旧・復興の対象となることもありますが、これらは、あくまで文化、観光等の再生の観点から結果的に対象となっているものです。

<復興庁補足意見>

全文資料4 「福島復興再生基本方針（案）」に対する日本宗教連盟及び全日本仏教会からのご意見に対する復興庁回答（補足）

(3) 東日本大震災における指定寄付金の利用

東日本大震災に係る指定寄附金の確認書を交付された宗教法人の一覧表

（平成24年7月6日現在）

	主務官庁による確認の日	主務官庁からの報告受領日	財務省へ報告した日	法人名（当該法人の包括宗教法人）	主たる事務所の所在地	主務官庁	指定期間	備考
1	H23.9.14	H23.9.20	H23.10.24	浅間神社（神社本庁）	千葉県松戸市小山664番地	千葉	平成23年9月15日から 平成25年12月31日まで	
2	H23.9.27	H23.9.29	H23.10.24	笠間稻荷神社（神社本庁）	茨城県笠間市笠間39番地	茨城	平成23年9月28日から 平成26年9月27日まで	
3	H23.10.5	H23.10.11	H23.10.24	宗教法人芳林寺（曹洞宗）	さいたま市岩槻区本町1-7-10	埼玉	平成23年10月6日から 平成26年9月30日まで	
4	H23.10.12	H23.11.9	H23.11.22	鹿島神宮（神社本庁）	茨城県鹿嶋市大字宮中2306番地	茨城	平成23年10月13日から 平成25年10月13日まで	募集終了

7. 包括宗教法人からの援助

10大宗派の東日本大震災被災寺院数と拠出義援金や寺院支援状況資料、資料5

8. 東電への損害賠償請求

(1) 被害者団体

- ① 有志の会（浄土宗寺院が中心18ヶ寺）
- ② 東京電力原発事故被災寺院復興対策の会（豊山派18ヶ寺）
- ③ 曹洞宗原発事故損害賠償会議

(2) 賠償の進捗状況

①の会 逸出利益=過去3ヶ年（平成20年～22年）の最多収入－平成23年
の収入として、①の会は既に受領した。

② その他の賠償について、代替地への移転、墓地移転、遺骨の除染については、難色、盜難防止のための仏像・仏具・位牌の安置場所は検討する、持ち出す際の費用は検討すること（仏タイ H24.7.6）。

9. 被災宗教法人の不活動対策（宗教法人法第81条に関連して）

- ① 目的のための行為をすること（1項2号）
- ② 礼拝施設の回復→やむ得ない事由に当たるか（1項3号）
- ③ 代表役員及びその代務者の選任（1項4号）

10. おわりに

原発退避中の60カ寺

(福島県下 / 7月25日現在 / 本誌調べ)

特定避難勧奨地点

- 伊達市鹽山町
- 浄土真宗本願寺派願學寺

計画的避難区域

- 版館村
- 真言宗豊山派福壽寺
- 真言宗豊山派圓心院
- 浄土真宗本願寺派圓仁寺
- 浄土真宗本願寺派淨觀寺
- 曹洞宗圓法院

川俣町

- 曹洞宗貞福寺

浪江町

- 真言宗豊山派長安寺

葛尾村

- 真言宗室生寺派圓師寺

30km

緊急時避難準備区域

川内村

- 真言宗智山派地藏院
- 曹洞宗長福寺

20km圏内警戒区域

いわき市

(注) ●印は本誌および7月号で取材した寺院です
 地図中の特定避難勧奨地点(最北部)は7月4日に政府が新たに指定した地点

南相馬市小高区

- 天台宗見明院
- 真言宗豊山派金性寺
- 真言宗豊山派慈徳寺
- 浄土宗淨國寺
- 浄土真宗本願寺派光慶寺
- 曹洞宗同慶寺

南相馬市原町区

- 天台宗円明院
- 臨済宗妙心寺派長松寺

浪江町

- 天台宗南岳院
- 真言宗室生寺派大聖寺
- 真言宗豊山派清水寺
- 真言宗豊山派觀音寺
- 真言宗豊山派立野教会
- 浄土真宗本願寺派常福寺
- 浄土真宗本願寺派光明寺
- 真宗大谷派正西寺
- 曹洞宗仲禪寺

双葉町

- 真言宗豊山派自性院
- 浄土真宗本願寺派光善寺
- 真宗大谷派正福寺
- 日蓮宗妙勝寺
- 曹洞宗仲禪寺

大熊町

- 福島第1原発
- 真言宗室生寺派遍照寺

富岡町

- 真言宗豊山派地蔵院
- 真言宗智山派慈眼寺
- 真言宗智山派保應寺
- 真言宗智山派寶泉寺
- 真言宗智山派夜の森宝泉寺
- 淨土宗淨林寺
- 淨土真宗本願寺派光西寺
- 真宗大谷派西願寺
- 曹洞宗龍臺寺
- 日蓮宗妙栄寺

楓葉町

- 真言宗豊山派大樂院
- 真言宗豊山派地福院
- 真言宗智山派廣徳院
- 淨土宗海會寺
- 淨土宗寶鏡寺
- 淨土宗德林寺
- 淨土宗清隆寺
- 曹洞宗靈泉寺

広野町

- 真言宗智山派修行院
- 淨土宗林藏寺
- 淨土宗成徳寺
- 曹洞宗東禪寺

創刊号 H23.8月号

財団法人 新潟県中越沖地震復興基金

事業名	中越沖地震被災者生活支援対策事業 「地域コミュニティ施設等再建支援」 (鎮守・神社・堂・祠の再建)	事業期間	H20～H21			
事業目的	被災地域・集落のコミュニティの場として長年利用されている鎮守・神社・堂・祠施設再建に対し支援する。					
1 補助対象者						
地域・集落等のコミュニティの場として長年利用されている鎮守・神社・堂・祠の復旧を行う中越沖地震に際して災害救助法の適用を受けた市町村内の集落又は自治会等						
2 補助対象事業、						
地域・集落等のコミュニティの場として長年利用されている、被災した鎮守・神社・堂・祠の復旧						
【補助対象施設】						
事業内容等	次の要件をすべて満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する鎮守・神社・堂・祠					
(1) 災害救助法適用市町村内に存在しているものであること						
(2) 専ら当該地域(集落)の住民が利用する鎮守・神社・堂・祠であること						
(3) 当該地域(集落)住民が参加する祭り行事などのコミュニティ活動が現に行われ、今後も引き続き行われることが確実であること						
※復旧済みに対しても遡及して適用						
3 補助対象経費						
(1) 建替						
本体工事、附帯設備(電気、空調、衛生等)工事、外構工事、地盤復旧改良工事、設計管理委託及び建替に必要な解体に要する経費 (土地購入費、調度品及び備品を除く)						
(2) 修繕						
建物本体、附帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計管理委託に要する経費 (敷地の地盤復旧・改良工事を含み、土地購入費、調度品及び備品を除く)						
※市町村等から補助金がある場合は、補助対象経費から控除する						
4 補助率・補助金限度額						
3/4以内 2,000万円(理事長が特に認める場合は3,000万円)						
申請方法	申請先:市町村を経由し、復興基金事務局に提出 申請方法:所定の様式に必要書類を添付して申請					

「福島復興再生基本方針（案）」に対する日本宗教連盟からの
ご意見に対する当庁回答について（補足）

平成24年8月17日
復興庁統括官

日本宗教連盟の皆様におかれましては、これまで、避難場所の提供、炊き出しや物資の配給、義援金のご寄付などの東日本大震災の被災者に寄り添った支援活動を、宗派を超えて行ってきていただきしており、心から感謝申し上げます。

さて、このたびは、標記回答が言葉足らずであるとともに、言葉遣いにも配慮が不足していたため、皆様にご心配をおかけするとともに、不快な思いをさせてしまい、まことに申し訳ありませんでした。

当庁といたしましても、地域の復興は、単にインフラや産業の再生で実現されるものではなく、地域の伝統や文化、コミュニティの再生等により、被災者の心の復興がなければ終わるものではないと考えております。基本方針においては、第1のみならず、第2、第3及び第9において、地域の伝統や文化、コミュニティの再生等の視点や施策を盛り込んでおります。

皆様の施設につきましても、宗教施設であるからといって、直ちに国の施策の対象外となるものではなく、例えば、上記の地域の伝統や文化、コミュニティの再生等の面から、地域の復旧・復興施策の対象となり得るものと考えております。また、それは、施設の規模や観光客数で判断されるものではなく、地域の伝統や文化、コミュニティの観点からも、実質的に判断されるものと考えております。

また、「教育・保育」について「サービス」の用語を用いることは、教育・保育が財物ではなく、役務であることを表現する趣旨で用いたものであることにご理解をいただければ幸いです。

今後は、このようなことのないよう、十分配慮してまいる所存です。皆様におかれましては、引き続き、東日本大震災からの復興にお力添えを賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

「福島復興再生基本方針（案）」に対する全日本仏教会からの
ご意見に対する当庁回答について（補足）



平成24年8月17日
復興庁統括官

全日本仏教会の皆様におかれましては、これまで、避難場所の提供、炊き出しや物資の配給、義援金のご寄付などの東日本大震災の被災者に寄り添った支援活動を、宗派を超えて行ってきていただいており、心から感謝申し上げます。

さて、このたびは、標記回答が言葉足らずであるとともに、言葉遣いにも配慮が不足していましたため、皆様にご心配をおかけするとともに、不快な思いをさせてしまい、まことに申し訳ありませんでした。

当庁といいたしましても、地域の復興は、単にインフラや産業の再生で実現されるものではなく、地域の伝統や文化、コミュニティの再生等により、被災者の心の復興がなければ終わるものではないと考えており、基本方針においては、第1のみならず、第2、第3及び第9において、地域の伝統や文化、コミュニティの再生等の視点や施策を盛り込んでおります。

皆様の施設につきましても、宗教施設であるからといって、直ちに国の施策の対象外となるものではなく、例えば、上記の地域の伝統や文化、コミュニティの再生等の面から、地域の復旧・復興施策の対象となり得るものと考えております。また、それは、施設の規模や観光客数で判断されるものではなく、地域の伝統や文化、コミュニティの観点からも、実質的に判断されるものと考えております。

また、「教育・保育」について「サービス」の用語を用いることは、教育・保育が財物ではなく、役務であることを表現する趣旨で用いたものであることにご理解をいただければ幸いです。

今後は、このようなことのないよう、十分配慮してまいる所存です。皆様におかれましては、引き続き、東日本大震災からの復興にお力添えを賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

10大宗派の東日本大震災被災寺院数と拠出義援金や寺院支援状況

宗派名 (寺院数)	被災寺院数			寄せられた 義援金額	被災寺院への支援
	全壊	半壊	部分壊		
天台宗 (3339力寺)	14力寺	12力寺	19力寺	3億 1000万円	被災寺院すべてに見舞金を給付したほか津波で消滅した寺院に1000万円、全壊800万円、半壊400万円を配分。宗派会計からも1億5000万円を支出
	被災寺院数の合計は822力寺				
高野山 真言宗 (3676力寺)	なし	5力寺	177力寺	1億 8300万円	被害が少なかったため、天台宗、豊山派、智山派へ義援金送付。被災寺院には助成金、見舞金などを給付した
真言宗 智山派 (2907力寺)	29力寺	26力寺	398力寺	2億 8672万円	被害甚大の寺院に義援金を直接配分。復興資金の無利子貸し付けも開始。復興対策委員会を設立し支援を続ける
真言宗 豊山派 (2649力寺)	10力寺	12力寺	136力寺	3億 1755万円	原発退避寺院が多く被害の状況確認が未だ取れないが支援金を寺院や支所に給付。宗派会計から約1億円を給付
浄土宗 (7067力寺)	13力寺	32力寺	314力寺	4億 2849万円	義援金の配分と、宗派による護持料給付、課金減免、共済の4本立て。宗議会は基金増額のため課金増額を決議
真宗 大谷派 (8756力寺)	8力寺	457力寺			
6億 7929万円	半分を一般に半分を教区を通じ寺院に配分。独自の手厚い共済制度も復興の助力に。物資71トンを被災地に送付				
浄土真宗 本願寺派 (10408力寺)	21力寺	31力寺	227力寺	10億 4497万円	寺院に4億7000万円以上を配分。今年2月に福島市に原発退避寺院のため「支援宗務事務所」を設置した
臨済宗 妙心寺派 (3379力寺)	4力寺	3力寺	121力寺	5億 769万円	寺院のみならず、檀信徒の家屋損害、死亡・行方不明者にも見舞金を配分。被害軽微寺院からは給付辞退の声も
曹洞宗 (14597力寺)	49力寺	107力寺	229力寺	6億 9116万円	寺院に5億2363万円を配分。申請寺院に災害見舞金3億6000万円、檀信徒に特別見舞金約4億円も給付した
日蓮宗 (5203力寺)	13力寺	6力寺	355力寺	6億 220万円	大半を被災寺院と檀徒に配分。また宗派の災害救援基金より3億7500万円を支出し寺院と檀信徒に見舞金を給付

●寺院数は文化庁編『宗教年鑑』平成22年版による 寺内興隆 H24.6月号 (本誌調べ)